

YYYY年MM月DD日

〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇

〇〇 〇〇 様

お問い合わせ先

〒XXX-XXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

北海道電力株式会社 △△支店

TEL □□□□-□□□-□□□

お問い合わせ等は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の
9:00～17:00 までお願いいたします。

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に基づく買取期間終了のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

お客様の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）について、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」といいます。）に基づく買取期間が終了いたしますのでお知らせいたします。

なお、買取期間終了後のお取扱い、お手続き等につきましては、裏面をご覧ください。

【ご契約情報・買取期間終了日】

ご契約名義	〇〇 〇〇 様		
お客さま番号	00-0-00-000-00-000-00-00	受電地点特定番号	000000000000000000
発電設備種別	太陽光	設備 I D	F999999999
発電場所（設置場所）	〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇〇-〇〇		
最大受電電力	XX.XXX kW	その他発電設備	
現在の販売先	北海道電力株式会社（一般送配電事業者）		
買取期間終了日	YYYY年MM月DD日		

※ご契約名義等に変更がある場合には、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

《ご参考》過去1年間の買取電力量（kWh）

2019年5月	2019年4月	2019年3月	2019年2月	2019年1月	2018年12月
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
2018年11月	2018年10月	2018年9月	2018年8月	2018年7月	2018年6月
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

※ご契約内容の変更等により、一部買取電力量が表示されない場合がございます。

以上

FIT 制度に基づく買取期間終了後の取扱いについて（重要）

1. FIT 制度による買取期間終了について

- FIT 制度による買取期間^{※1}は、ご契約内容に応じて、2019 年 11 月以降、順次終了を迎えます。
- 買取期間終了後の電気は、以下のような選択肢によりご活用いただけます。

- 選択肢①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費の拡大
- 選択肢②：お客さまご自身で選択された売電先（小売電気事業者等）への売電

・ 選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト等で紹介されています。
＜資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする？ソーラー」＞

URL https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after

（資源エネルギー庁ウェブサイトは、[「どうする？ソーラー」](#) でご検索いただけます。）

【お問合せ窓口】0570-057-333（受付時間 平日9：00～18：00 土日祝日・年末年始除く）

※1 お引越し先に設置されていた再生エネルギー（再エネ）発電設備で売電されている場合は、以前お住まいの方が売電されていた期間、再エネ発電設備の故障があった場合、故障により売電していなかった期間も買取期間に含まれます。

2. 買取期間終了に伴うお手続きについて

- ・ 当社（一般送配電事業者）との契約は終了しますので、引き続き売電を行なうことをご希望される場合には、売電先をお選びいただき、**ご契約される売電先が指定する申込方法に従って、売電契約をお申込みください。**（買取を行う小売電気事業者については、上記の資源エネルギー庁ウェブサイト等をご参照ください）
- ・ 売電先変更のお手続きには、一定の期間を要します。お手続きが間に合わない場合、ご希望日からの売電先変更ができない場合があります^{※2}

※2 お手続き完了までの期間に発電された電気は、当社（一般送配電事業者）による無償引取りになる場合があります。

ご注意ください！

- ・ 買取期間終了後に、売電先が不在となった場合、低圧（発電出力が50kW未満）のご契約は、当面の間、発電をご継続いただけますが、その電気は当社（一般送配電事業者）による無償引取りとなりますのでご注意ください。
- ・ 無償引取りの措置は、電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。なお、無償引取りの措置はあくまで一時的な対応であるため、できるだけ速やかに売電先となる小売電気事業者を見つけ売電契約を締結していただくようお願いします。
- ・ 当社が必要と判断した際は、発電した電気が当社の系統に流入しないための措置を講じていただく場合があります。その際、従来どおりの発電が継続できなかったことにより生じた損害については、当社は賠償の責を負いません。
- ・ 詳細は、発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕をご参照ください。

https://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/r0106_contract_connect_low.pdf

- ・ 詳細については、当社ホームページ (<http://www.hepco.co.jp/>) の「再生可能エネルギー」をご参照ください。（[北海道電力 再生可能エネルギー](#) でご検索ください。）
- ・ 当社ホームページをご覧いただけない場合は、当社お問合せ先までご連絡ください。

【FIT 制度とは？】

- ・ 太陽光や風力発電等の再エネ発電普及のため、太陽光発電等で発電された電気について、国が定める買取価格・期間で電力会社が買取を行う制度です。（買取価格・期間は発電設備の種類・発電出力によって異なります。）
- ・ 買取にかかる費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、毎月の電気料金とあわせて電気をご利用のみなさまにご負担いただいております。